

## 青森大学国際交流センター規則

### (設 置)

第1条 青森大学に青森大学国際交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (目 的)

第2条 センターは、青森大学（以下「本学」という。）における留学生交流その他の国際化・グローバル化の進展に対処するための教育及び国際交流に関する企画調整、留学生交流に係る支援等を行い、本学の教育の活性化と地域社会への貢献を図ることを目的とする。

### (業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国語教育その他国際化・グローバル化の進展に対処するための教育についての企画調整に関すること。
  - (2) 留学生受入れに係る募集活動に関すること。
  - (3) 本学の学生の外国の大学への派遣に関すること。
  - (4) 留学生に対する日本語及び日本事情の教育並びに修学上及び生活上の指導助言に関すること。
  - (5) 短期留学プログラムその他の留学生交流に関すること。
  - (6) その他前各号に付帯する業務
- 2 前項の業務は、本学の教育の方針及び計画に基づき、青森大学留学生支援会議、各学部及び事務局入試課、教務課、学生課、就職課等との密接な連携の下、行うものとする。

### (組 織)

第4条 センターには、センター長及び副センター長、必要に応じて、教員、事務員、留学生アドバイザーを置く。

### (センター長)

第5条 センター長は、センターの活動に関する事項を統括する。

- 2 センター長は、学長の推薦を受け理事長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるときは、その職務を代行する。

2 副センター長は、学長が任命する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 センターが行う業務を円滑に実施するため、青森大学国際交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、センター長が招集し、主宰する。

3 運営委員会の委員は、センター長、各学科長、そのほか学長が指名した者とする。

4 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の教職員（学園職員を含む。）の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 センターの業務に係る事務は、センター事務局が教務課、学生課、入試課、就職課等と連携して行う。

(その他)

第9条 青森山田高等学校、青森県ヘアアーティスト専門学校の留学生受入れ等に関する業務は、当分の間、センターが支援するものとする。

(改正)

第10条 この規則の改正は、運営委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年4月1日から施行する。